

三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場

指定管理者公募審査基準

令和元年 8 月

香川県三豊市

目 次

第1	審査基準の位置づけ	1
第2	指定管理者候補者の選定方法	1
1.	選定方法の概要	1
2.	審査の方法	1
3.	審査委員会	1
4.	審査等の流れ	2
第3	参加資格審査	3
第4	提案審査	3
1.	提案内容審査	3
第5	指定管理者の決定	6

第1 審査基準の位置づけ

本審査基準は、三豊市が本施設を管理・運営する指定管理者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、応募を希望する者に交付する「募集要項」と一体のものである。審査基準で使用する用語の定義については、募集要項に準ずるものとする。

第2 指定管理者候補者の選定方法

1. 選定方法の概要

本施設を管理・運営する事業者には、質の高いサービスの提供とともに、施設の適正な保存管理、地域との連携体制を構築するために必要なマネジメント能力、新たな魅力ある事業の創出など、高度な専門的知識やノウハウが求められる。

このため、指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

2. 審査の方法

審査は、参加資格審査及び提案審査により実施する。

3. 審査委員会

三豊市は、指定管理者候補者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「三豊市指定管理者候補者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。

審査委員会は、各参加者からの提案内容を評価し、最も優れた提案を行った参加者を指定管理者候補者として選定する。

なお、参加者が1者の場合であっても、本審査基準に基づいて一連の審査を行い、その結果を通知する。

4. 審査等の流れ

審査等の流れは、以下のとおりである。

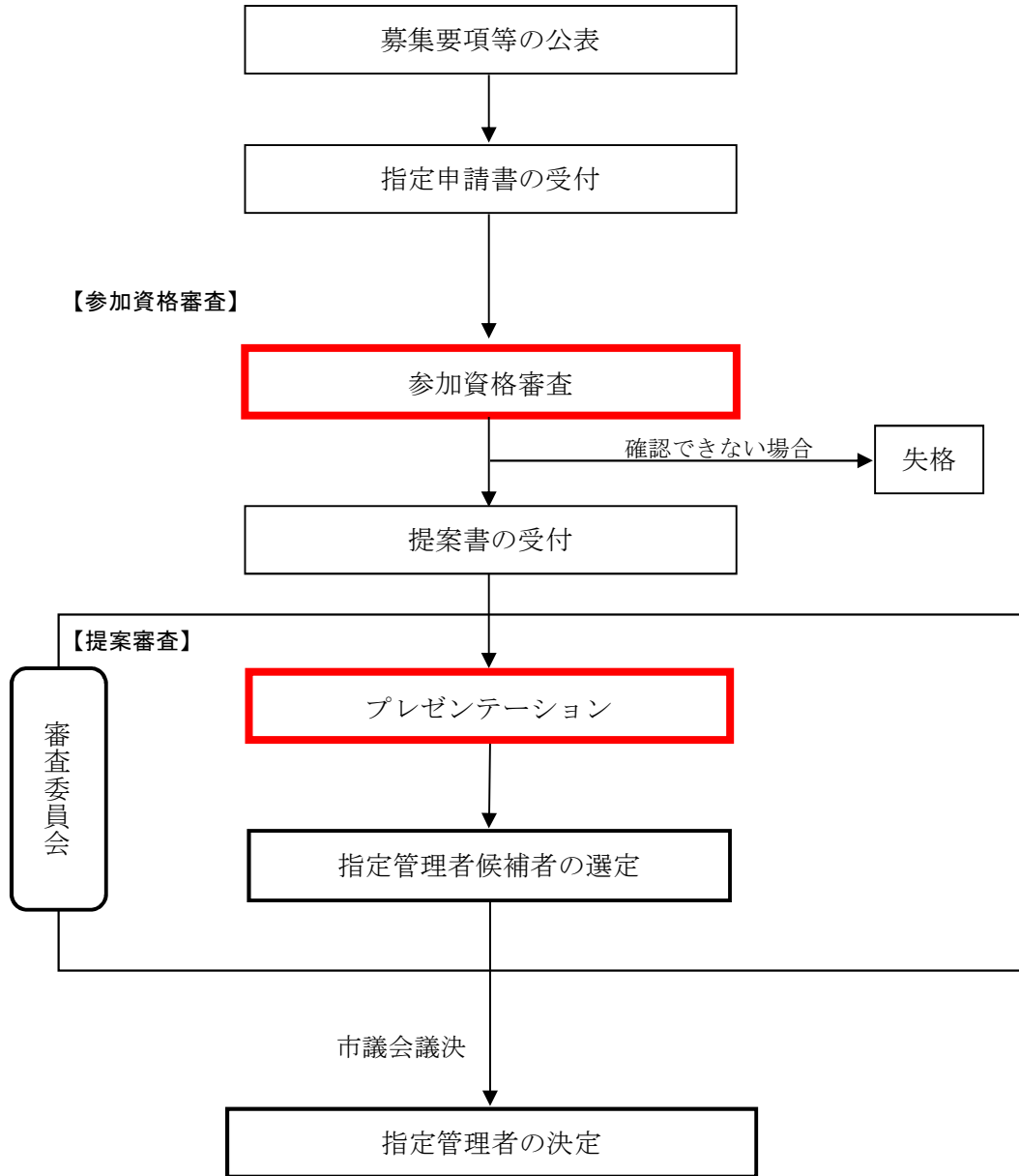


図1 指定管理者の決定の手順

第3 参加資格審査

参加者から提出された指定申請書及び参加資格確認申請書類により、募集要項に示す参加者の備えるべき参加資格を満たしていることを確認し、資格不備の場合は、失格とする。

第4 提案審査

公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定するため、参加者の提案内容等を審査するものである。

1. 提案内容審査

① 提案内容審査の考え方

審査委員会は、参加者の提案について、優れた提案と認められるものについては、その程度に応じ提案内容審査項目（以下「審査項目」という。）毎に得点を付与する。

提案内容審査による配点は100点満点とし、審査項目の配点については後述する。

② 提案内容審査項目及び得点

審査委員会において、後述する審査項目の内容について優れた提案がなされているかを審査し、表1に示す審査項目及び評価の視点に基づいて各提案の採点を行う。

なお、提案の内容を確認するため、参加者に対してヒアリングを実施する。

③ 審査項目等

審査項目等は表1に示すとおりである。提案において下記に示す審査項目及び評価の視点以外の提案がなされた場合、審査委員がその提案を評価すべきものと認めたときには評価対象とする。各審査項目は、原則として対応する様式によってのみ評価を行う。

なお、審査にあたっては、各審査項目に応じた評価の視点に基づく評価を行うとともに、図2に示す3つの評価論点に着目し、評価を行うこととする。また、参加者の提案については、その実現性等に応じた評価を行うとともに、参加者のノウハウ等に基づく企画性・独創性を有する提案・工夫等を高く評価することを予定している。

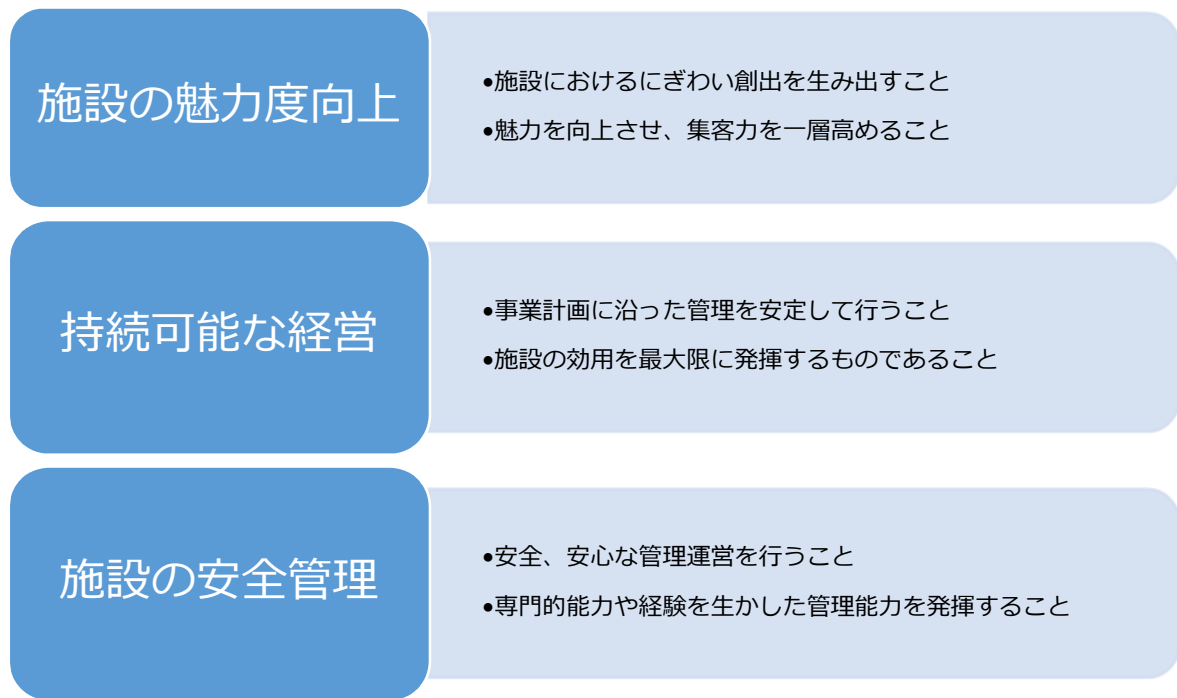


図2 3つの評価論点

表1 審査項目及び評価の視点

【基本項目】				
項目分類	審査項目	評価の視点	配点	
I. 適切な維持管理	維持管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び建築物の現状を踏まえた基本方針 維持管理作業における安全対策 	5	15
	維持管理の質	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴をとらえた日常巡視・点検・清掃方法 施設にふさわしい維持管理方法 	5	
	危機管理・緊急時の体制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の体制、災害・事故への対応方法 施設の安全管理・事故防止対策 	5	
II. 確実な業務実施体制	実施体制とスタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な統括管理業務の実施方針及び具体的施策 人員配置計画及びスタッフの教育方針及び具体的施策 	5	20
	経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の経営状況 収入が想定を下回った場合の対応方針及び具体的施策 その他想定されるリスク及び対応策及び具体的施策 	5	
	経営の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施方針を含む事業計画及び収支計画（5期分） 経費削減のための具体的施策 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策 	5	
	資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 資金不足時の資金調達方策 資金調達先、金額、返済方法 	5	
計			35	
【重点項目】				
III. 魅力を増進する効果的取組	サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対するサービス向上の具体策 利用者の要望把握及びその実現策 	5	50
	セルフモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> セルフモニタリングの仕組み セルフモニタリング結果の反映方法 	5	
	受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な利用者獲得に向けた利用促進方針及び具体的施策 多言語対応など外国人を含めた幅広い客層に対する対応方針 	5	
	にぎわい創出企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的なにぎわいを継続的に創造するための方針及び具体的施策（自主イベントやプログラムなどの実施方針・工夫等） 社会経済情勢の変化等による独創性、面白さの陳腐化に対応するための具体的施策 	10	
	誘客促進戦略	<ul style="list-style-type: none"> マーケティング・プロモーション戦略及び具体的施策 	10	

	地域社会との 関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市の地元企業からの参画に関する方針及び具体的施策 ・三豊市の地元人材や製品の活用に関する配慮及び具体的施策 ・三豊市の地域活性化に向けた取り組み等及び具体的施策 	15							
IV. 提案 額	指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的な収支計画に基づく指定管理料の算出 ・最少価格提案者を基準（10点）とし、以下の計算式により、得点を算出する。限度額：2,118,000円（消費税込み） <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位</td> <td>10点（最少価格提案者）</td> </tr> <tr> <td>2位以下</td> <td>（1位の提案額／当該事業者提案額）×10点 ※小数点第1位を切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・金額提示が1者だけの場合は、6点とする。 	順位	得点	1位	10点（最少価格提案者）	2位以下	（1位の提案額／当該事業者提案額）×10点 ※小数点第1位を切り捨て	10	
	順位	得点								
1位	10点（最少価格提案者）									
2位以下	（1位の提案額／当該事業者提案額）×10点 ※小数点第1位を切り捨て									
	納付金	<ul style="list-style-type: none"> ・営業利益が得られた場合の納付金の提案（納付率） ・最高納付率提案者を基準（5点）とし、以下の計算式により、得点を算出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位</td> <td>5点（最高納付率提案者）</td> </tr> <tr> <td>2位以下</td> <td>（当該事業者納付率／1位の納付率）×5点 ※小数点第1位を切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・金額提示が1者だけの場合は、3点とする。 	順位	得点	1位	5点（最高納付率提案者）	2位以下	（当該事業者納付率／1位の納付率）×5点 ※小数点第1位を切り捨て	5	
順位	得点									
1位	5点（最高納付率提案者）									
2位以下	（当該事業者納付率／1位の納付率）×5点 ※小数点第1位を切り捨て									
計			65							
合計			100							

④ 指定管理者候補者の選定

審査委員会は、審査の結果を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

第5 指定管理者の決定

指定管理者候補者は、三豊市議会の議決を経て、指定管理者に決定する。